

一般財団法人秋田県建築住宅センター

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務に係る技術的審査料金 規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人秋田県建築住宅センターこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人秋田県建築住宅センターが実施する技術的審査業務に係る料金(以下「技術的審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第11条に規定する技術的審査料金の額は、次のとおりとする。なお、共同住宅等については別途見積もりによる。

一戸建ての住宅

37,400円(消費税込)

(計画の変更に係る技術的審査料金)

第3条 業務規程第11条に規定する変更に係る技術的審査料金の額は、申請一件につき、前条に掲げる額に二分の一を乗じて得た額とする。

(技術的審査料金の不還付)

第4条 既に徴収した技術的審査料金は、原則として還付しない。

(適合証の再交付)

第5条 適合証を再交付する場合の料金は、1通につき2,200円(消費税込)とする。

(附則)

この料金規程は、令和4年3月1日から施行する。